

令和5年度地域再生に資する施策の評価

令和6年3月

内閣府地方創生推進事務局

目 次

1. はじめに	1
(1) 本評価の背景と目的	1
(2) 今年度の評価の視点	2
2. 令和5年度調査の分析結果	3
(1) 支援措置別の分析について	3
<調査分析の視点>	3
<調査分析の結果>	3
<政策への反映の方向性>	13
(2) 官民連携について	14
<調査分析の視点>	14
<調査分析の結果>	15
<政策への反映の方向性>	36
3. 評価のまとめと次年度に向けた課題	37

1. はじめに

(1) 本評価の背景と目的

地域再生制度は、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みを国が支援するものである。

地域再生基本方針において、内閣府は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度、地域再生計画と連動した支援措置等について事後的な評価を行うこととされている。また、当該認定制度等の内容についての見直しを行うなど必要な措置を講ずることとされている。

地域再生制度は、創設以降これまで累次の制度改正が重ねられてきたが、特に、地方創生の流れを受けた平成 26 年以降は、

- ・ 平成 26 年臨時国会において、提出・認定手続のワンストップ化等による運用の改善
 - ・ 平成 27 年通常国会において、「小さな拠点」の形成のための支援措置や企業の地方拠点強化税制の創設といった支援措置の追加
 - ・ 平成 28 年通常国会において、地方創生推進交付金及び地方創生応援税制の創設や「生涯活躍のまち」推進のための支援措置の追加
 - ・ 平成 30 年通常国会において、地域再生エリアマネジメント負担金制度等の創設等
 - ・ 令和元年臨時国会において、地域住宅団地再生事業制度の創設等
- を行うなど、支援措置メニューの大幅な拡充を図っている。

運用実績としては、平成 17 年の制度創設から 15 年以上が経過した近年においても継続的な制度活用がなされ、令和 5 年 12 月末までの間に累計 11,889 件の地域再生計画の認定が行われた。

特に、平成 28 年度以降は、デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】（旧地方創生推進交付金）及び地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用する地域再生計画の認定が多数行われるなど、平成 28 年度から令和 4 年度の年度平均で約 1,395 件（平成 17 年度から 27 年度の年度平均認定件数は約 181 件）の地域再生計画が認定されている。

この「地域再生に資する施策の評価」は、地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）に基づき、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対してアンケート調査やヒアリング調査を行うこと等により、地域再生計画の認定制度、同制度に基づく法律上の措置及び地域再生計画と連動した支援措置に関する事項について評価を行うものである。

【参考】地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）（抜粋）

4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

7) 認定地域再生計画の実施状況等

① （略）

② 地域再生に資する施策の評価

イ 内閣府は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度等について、1の「地域再生の意義及び目標」及び2の「地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」に照らし、第三者の意見を聴いて、事後的な評価を行う。

ロ 意見を聴く第三者は、地域政策及び行政評価の専門家及び実務者とする。

ハ 内閣府及び関係府省庁は、イの評価及び各省庁が行う政策評価を踏まえ、地域再生計画認定制度等の内容についての見直しを行うなど必要な措置を講ずるものとする。

ニ なお、評価のための資料作成に当たっては、地方公共団体に過度の負担とならないよう、簡素化を図る。

(2) 今年度の評価の視点

今年度は、令和5年3月31日時点で活用されている地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）の支援措置別の分析に加え、官民連携の取組みの実態に焦点を当て調査分析を行った。

支援措置別の分析については、認定地域再生計画における支援措置の活用状況と目標達成状況、進捗状況とのクロス集計を行うことにより、傾向について分析を行った。

官民連携の取組については、連携に至った経緯、連携先法人の役割、官民連携に当たった課題、課題への対応や工夫点等についても調査を行った。また、官民連携を効果的に進めていると考えられる事例については、地方公共団体が民間団体と連携・協働することによる効果や民間団体の果たしている役割についてヒアリング調査を行った。

2. 令和5年度調査の分析結果

(1) 支援措置別の分析について

<調査分析の視点>

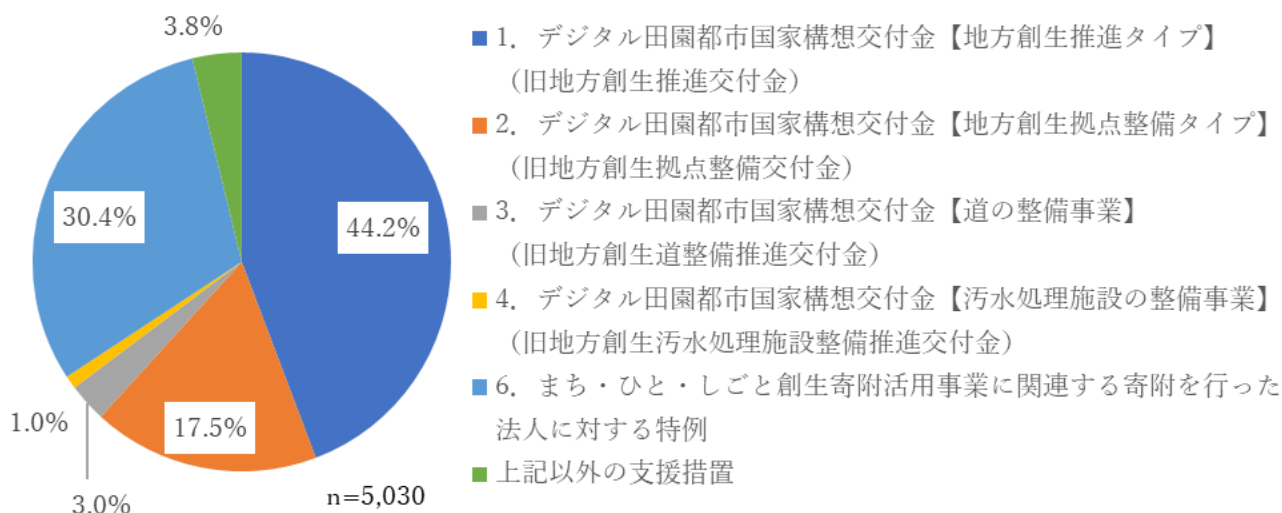
今年度の調査対象である令和5年3月31日時点で活用されている認定地域再生計画（当該時点で計画期間が終了するものを含む）5,505計画について、目標達成状況や進捗状況、支援措置活用に当たっての課題・問題点・改善点等を支援措置による違いの観点から分析を行った。（回答数：4,758計画）

<調査分析の結果>

① 認定地域再生計画における支援措置の活用状況

認定地域再生計画の中で活用されている支援措置をみると、「1. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】」が44.2%で最も多く、「6. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」が30.4%、「2. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】」が17.5%となっている。

図表 1：認定地域再生計画における支援措置の活用状況（複数回答）



（注）活用件数が多い支援措置上位5つを図表中に記載している。なお、1つの計画に複数の支援措置を記載することが可能であるため、合計は回答数を超過している。

図表 2：認定地域再生計画における支援措置の活用状況（複数回答）

	活用している支援措置の名称	件数	構成比
まち・ひと・しごと創生交付金（デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ）の活用	1. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】 （旧地方創生推進交付金）	2,225	44.23%
	2. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】 （旧地方創生拠点整備交付金）	882	17.53%
	3. デジタル田園都市国家構想交付金【道の整備事業】 （旧地方創生道整備推進交付金）	150	2.98%
	4. デジタル田園都市国家構想交付金【污水处理施設の整備事業】 （旧地方創生污水处理施設整備推進交付金）	51	1.01%
	5. デジタル田園都市国家構想交付金【港の整備事業】 （旧地方創生港整備推進交付金）	45	0.89%
まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例（地方創生応援税制）	6. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	1,530	30.42%
地域再生のための利子補給金の支給	7. 地域再生支援利子補給金	14	0.28%
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の作成等	8. 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例	43	0.85%
地域来訪者等利便増進活動計画の作成等	9. 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例	2	0.04%
商店街活性化促進事業計画の作成等	10. 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置	3	0.06%
地域再生土地利用計画の作成等	11. 地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置	3	0.06%
生涯活躍のまち形成事業計画の作成等	12. 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	4	0.08%
地域住宅団地再生事業計画の作成等	13. 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例	2	0.04%
既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の作成等	14. 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例	1	0.02%
構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例	16. 地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手続の特例	1	0.02%
補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化	17. 補助対象施設の有効活用	5	0.10%
	18. 補助金で整備された公立学校施設の転用の財産処分手続きの弾力化	8	0.16%
	19. 公立社会教育施設の有効活用	2	0.04%
	20. 社会体育施設の有効活用	2	0.04%
	21. 農林水産関係補助対象施設の有効活用	5	0.10%
	22. 公営住宅における目的外使用承認の柔軟化	8	0.16%
特定地域再生事業	23. 特定地域再生支援利子補給金	4	0.08%
	24. 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制	2	0.04%
「地域の知の拠点再生」「地域の雇用再生」「地域のつながり再生」「地域の再チャレンジ推進」「地域の交流・連携推進」「地域の産業活性化」及び「地域の地球温暖化対策推進」の各プログラムに位置付けている支援措置	27. 過疎地域持続的発展支援交付金	5	0.10%
	29. 地域雇用活性化推進事業	2	0.04%
	31. 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	14	0.28%
	33. 農山漁村振興交付金	4	0.08%
	35. 地域公共交通確保維持改善事業	6	0.12%
	36. 生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定	3	0.06%
その他（各プログラムに属さない横断的支援措置）	37. 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画作り支援事業	1	0.02%
	38. 公共施設を転用する事業へのリニューアブル債の措置	2	0.04%
	39. 公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大	1	0.02%
	合計	5,030	100.00%

（注）活用件数0件の支援措置を除外している。また、1つの計画に複数の支援措置を記載することが可能なため合計は回答件数を超過している。

② 認定地域再生計画の目標達成状況

認定地域再生計画の各目標の達成状況は、「1. 目標を大幅に上回っている」が 19.5%、「2. 目標を上回っている」が 28.5%となっており、目標を上回っている計画が 48%となっている。

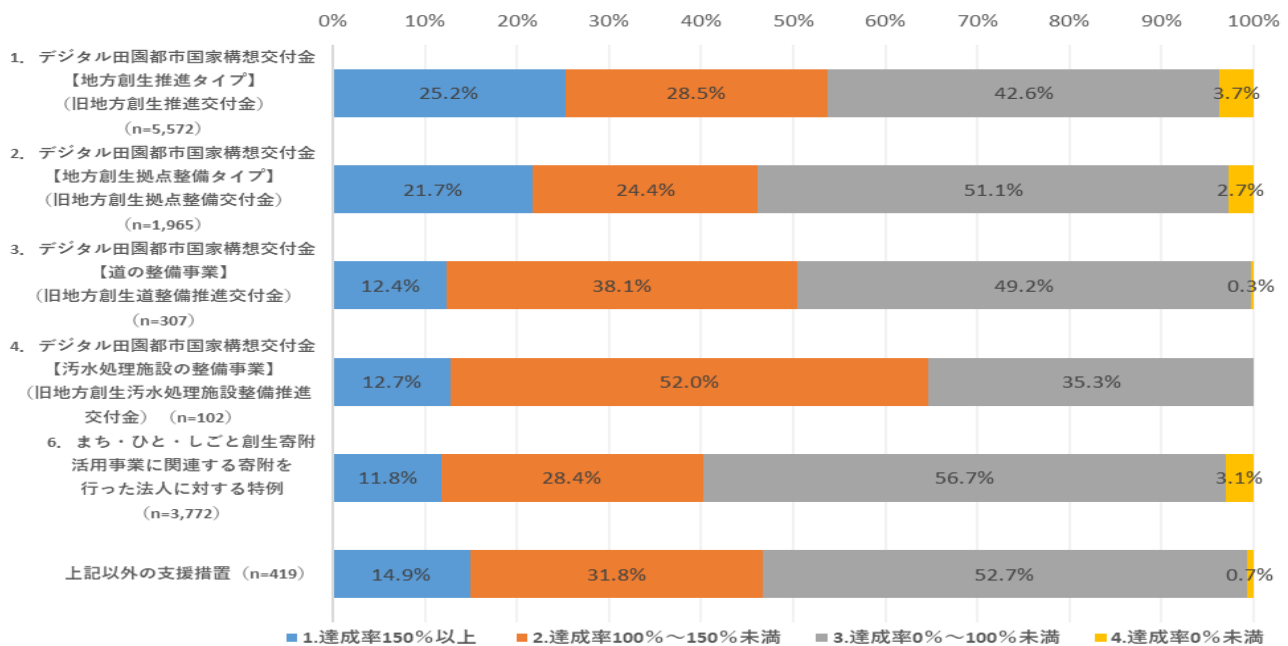
図表 3：認定地域再生計画の目標達成状況（令和4年度）



（注）1つの認定地域再生計画に複数の目標が設定されており、最大5つの目標に対してそれぞれ達成状況を回答しているため、合計は回答数4,758計画を超過している。

これを支援措置別にみると、「1. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】」、「3. デジタル田園都市国家構想交付金【道の整備事業】」、「4. デジタル田園都市国家構想交付金【污水处理施設の整備事業】」において、達成率 100%以上が半数以上になっている。特に、「デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】」においては、「達成率 150%以上」が 25.2%あり、高水準で達成した事例も見受けられる。

図表 4：支援措置別の認定地域再生計画の目標達成状況（令和4年度）

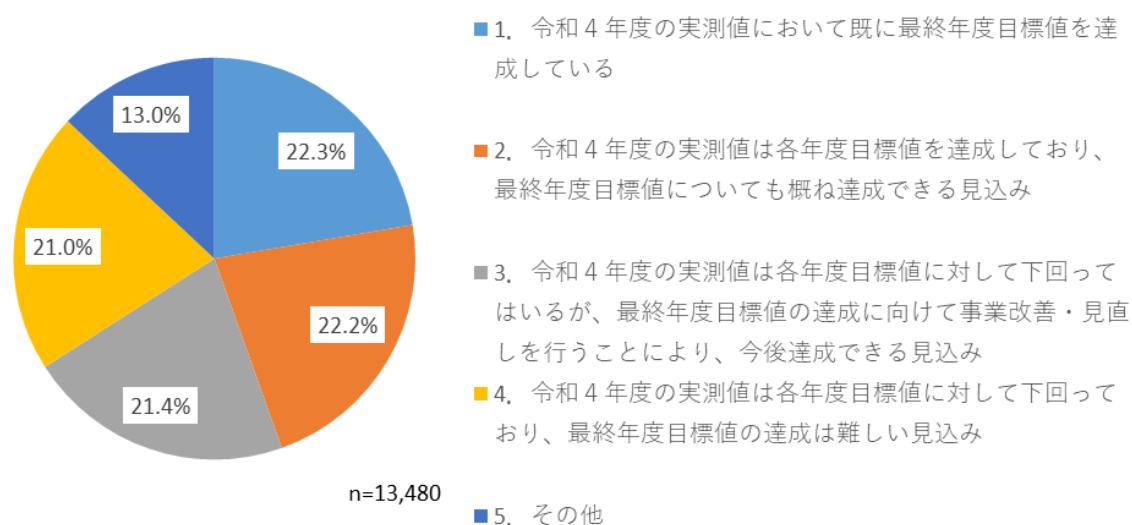


（注）1つの認定地域再生計画に複数の支援措置が記載されている場合には、それぞれの支援措置ごとの目標数を計上しているため、合計は図表3よりも大きくなっている。

認定地域再生計画の各目標について、最終年度の目標達成見込みをみると、「1. 令和4年度の実測値において既に最終年度目標値を達成している」が22.3%、「2. 令和4年度の実測値は各年度目標値を順調に達成しており、最終年度目標値についても概ね達成できる見込み」が22.2%、「3. 令和4年度の実測値は各年度目標値に対して下回ってはいるが、最終年度目標値の達成に向けて事業改善・見直しを行うことにより、今後達成できる見込み」が21.4%となっており、65.9%が達成または達成見込みとなっている。

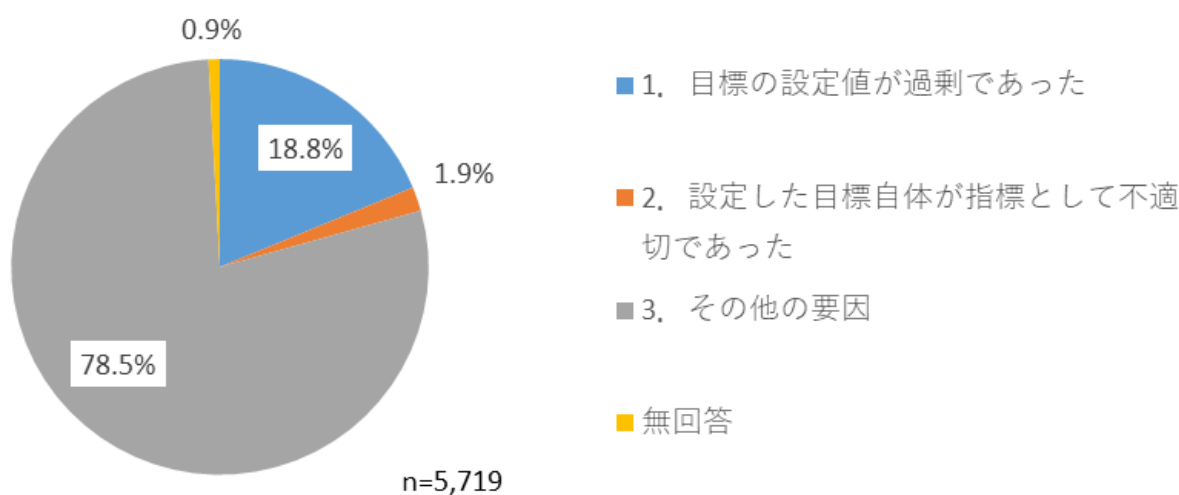
「その他」の主な内容としては、「新型コロナウイルスの影響により調査を行えていない」や「今後調査を実施する予定」といった記述があった。

図表 5：認定地域再生計画の最終年度目標達成見込み



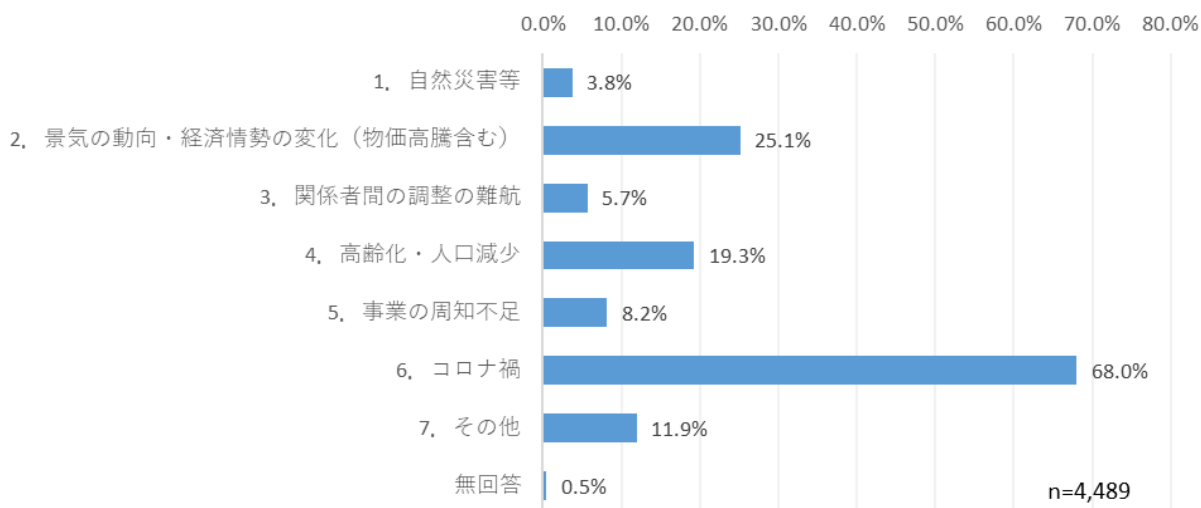
「令和4年度の実測値が目標値を下回っている」場合について、その理由をみると、「1. 目標の設定値が過剰であった」が18.8%、「3. その他の要因」が78.5%を占めている。

図表 6：認定地域再生計画の目標値未達成の理由



「その他の要因」の内容としては、「6. コロナ禍」68.0%、「2. 景気の動向・経済情勢の変化（物価高騰含む）」25.1%となっている。今後の見通しとして、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行し行動制限等が緩和されたことから、コロナ禍が事業に与える影響は低減すると推測される。

図表 7：目標値未達成の理由が「その他の要因」の理由

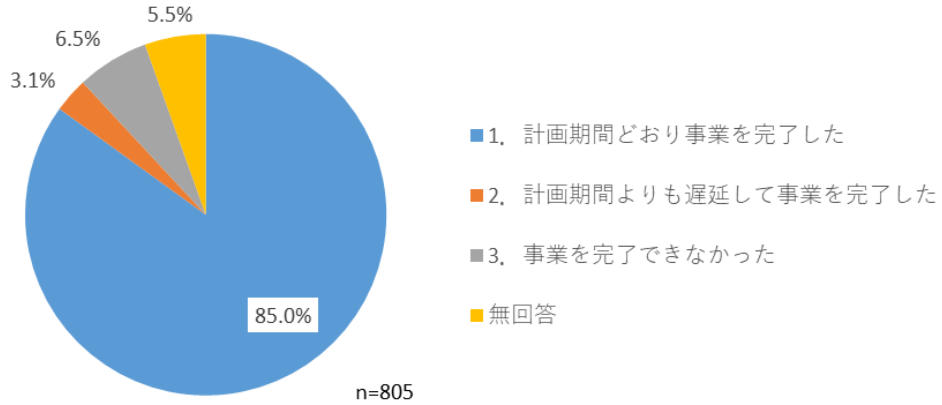


（注）複数回答のため、合計は100%にはならない。

③ 計画期間が令和4年度末までの認定地域再生計画の遂行状況

計画期間が令和4年度末までの認定地域再生計画の遂行状況をみると、「1. 計画どおり事業を完了した」が85.0%と大半を占めている。

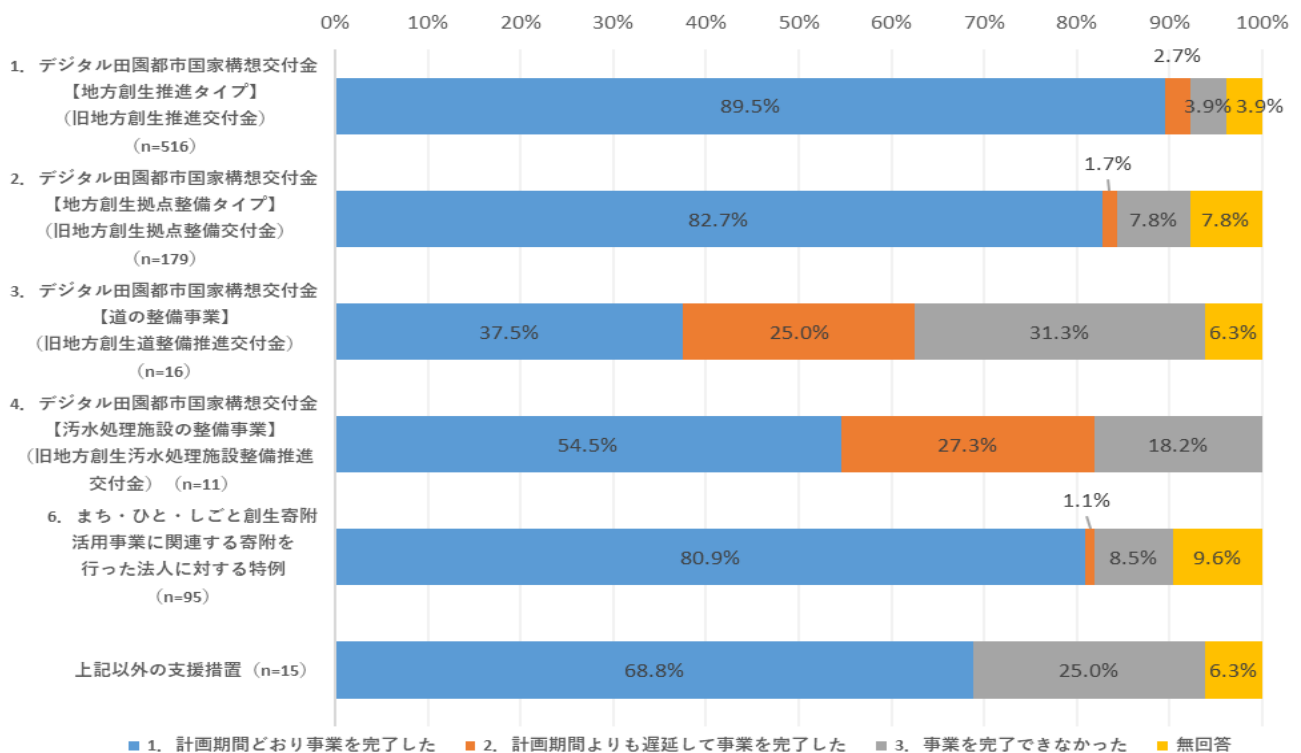
図表 8：計画期間が令和4年度末までの認定地域再生計画の遂行状況



これを支援措置別にみると、「1. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】」では、「1. 計画期間どおり事業を完了した」計画が89.5%となっており、概ね計画通りに事業を完了できている。

他方、「3. デジタル田園都市国家構想交付金【道の整備事業】」では、「1. 計画期間どおり事業を完了した」「2. 計画期間よりも遅延して事業を完了した」計画をあわせて62.5%にとどまっており、事業を完了できなかった割合が比較的大きくなっている。

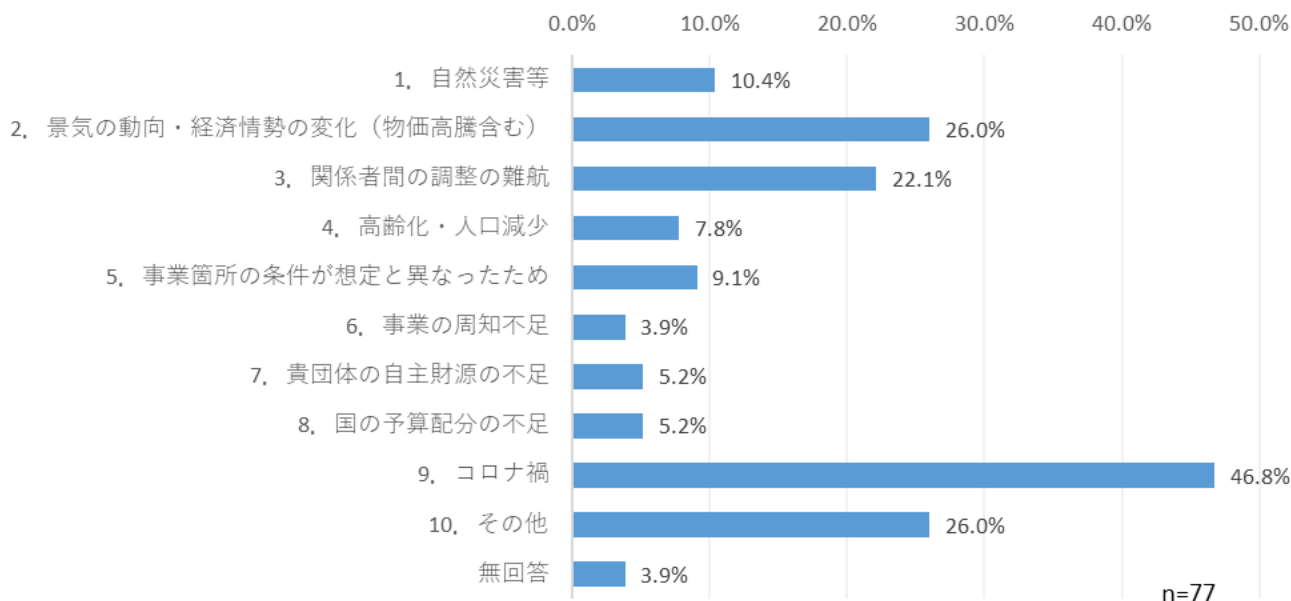
図表 9：支援措置別の計画期間が令和4年度末までの認定地域再生計画の遂行状況



計画期間よりも遅延して事業を完了した、または完了できなかった要因をみると、「9. コロナ禍」が 46.8%、「2. 景気の動向・経済情勢の変化（物価高騰含む）」が 26.0%となっている。

昨年度調査結果では、「コロナ禍」が 63.7%であったことから、事業に対しコロナ禍が与える影響が減少した一方、「景気の動向・経済情勢の変化」が 12.1%であったことから、物価高騰等を背景とした経済情勢の変化が与える影響が増加していると推測される。

図表10：遅延・完了できなかった理由



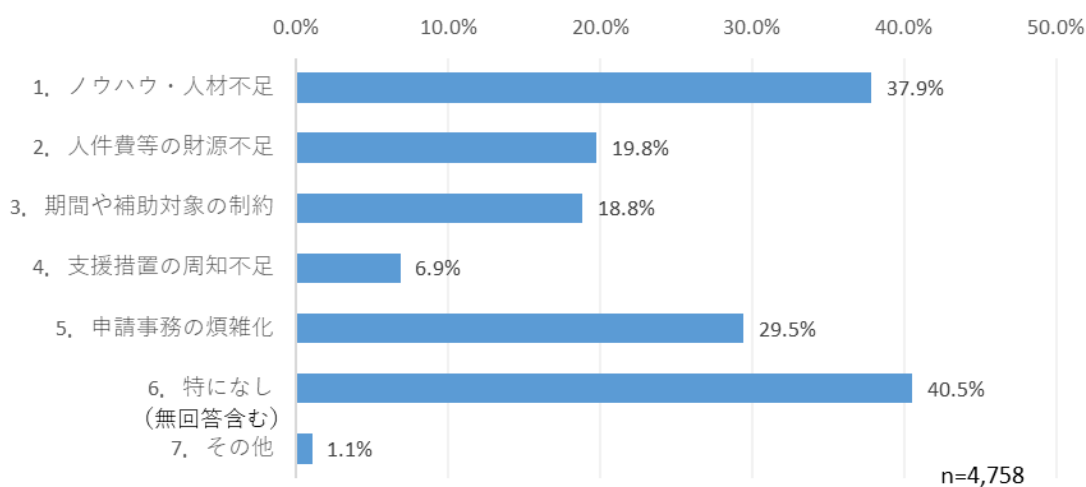
(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

④ 支援措置活用に当たっての課題・問題点・改善点等

支援措置活用に当たっての課題等をみると、「1. ノウハウ・人材不足」が37.9%、「5. 申請事務の煩雑化」が29.5%となっている。

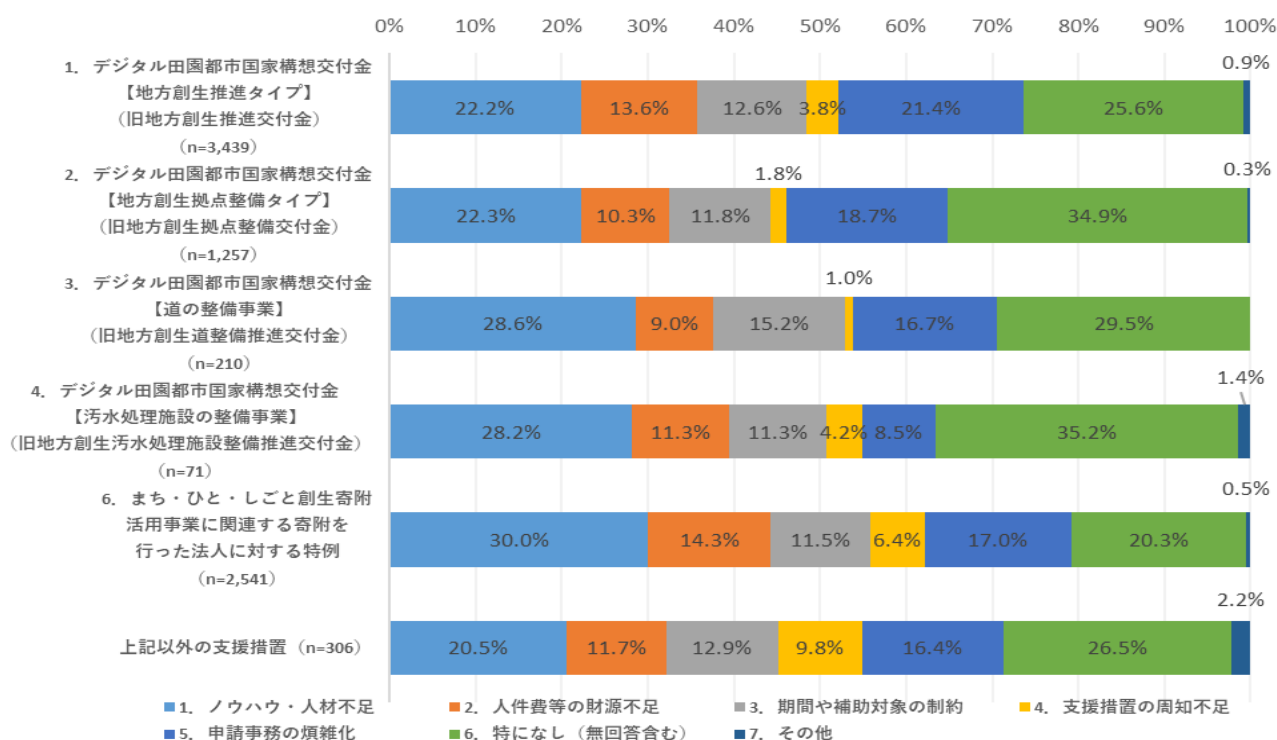
これを支援措置別にみると、「1. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】」では、「5. 申請事務の煩雑化」の割合が他の支援措置よりも高い一方、「6. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」では、「1. ノウハウ・人材不足」の割合が高くなっている。

図表11：支援措置活用に当たっての課題等



(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

図表12：支援措置別の課題等



また、支援措置別にその他意見を整理したところ、主な記述として以下が見られた。

■ デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】

- ・ 都道府県の役割が不明確でただの取りまとめ役になっている。
- ・ 自由度の高い交付金であるが、長期に事業を計画することが難しく、また計画を変更する手続きも煩雑である。例えば、新規申請においては、計画までいかずとも、構想レベルでの採択がなされると助かる。その後継続申請などで細部を作りこんでいくような仕組みとしてほしい。
- ・ 地方でつくったものを都会へ売る産業にしても、都会の人々を地方へ呼び込む観光・交流事業にしてもコロナ禍の期間と計画期間が重なった取り組みは明らかに条件が不利であり思うような活動ができなかったため、継続的な支援が使えるようにしてほしい。
- ・ 交付申請の際、申請書類として、地域再生計画と同内容の拠点整備計画の提出が求められており、事務が二重で発生している。計画の変更申請の際には、両方の変更が必要となり煩雑であるため是正してほしい。
- ・ 計画終了後の運用財源の確保。
- ・ 交付金による財源措置が無くなった場合に、人件費等で財源不足になり事業継続が難しくなる可能性がある。
- ・ 交付決定通知書の内閣府からの到達が遅く、交付決定通知書が届くまでの間、県から補助対象事業者への補助金の交付決定ができず、事業開始の遅れにより、事業スケジュールに支障が生じている、交付決定通知書は、速やかに発出いただきたい。

■ デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】

- ・ 自治体側の人員削減が激しく、活用自体について検討、調整する時間が無い。

■ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例

- ・ 本市に寄附したいと思ってもらえるためのアプローチ方法や事業づくり。
- ・ 令和6年度までの事業であるため、制度を延長してほしい。地方創生開始後も、地方から都市への人の流出は変化しておらず、都市の優位は変わっていない。富める都市から、地方成長のための資金の流れを作る仕組みは不可欠である。なお、企業版ふるさと納税において、地域再生計画の策定は不要と思われる。企業の寄附は経済学の美人投票と同じ原理で、成果を上げた自治体に寄付が集まるというわけではなく、寄附の動機はさまざまである。企業へ町の取組を説明するに当たっては、上位計画の総合戦略で足りるため、企業版ふるさと納税のために地域再生計画を策定する意義はないと思われる。
- ・ 申請要件の緩和。
- ・ 企業版ふるさと納税の寄附活用事業に関する財政上の制約。
- ・ 趣旨に賛同いただける市外企業の発掘。

■ **地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例**

- ・ 活用手続きや支援内容、要件が複雑すぎて制度浸透の阻害要因になっている。
- ・ 制度を活用できる地域が限定されている。
- ・ 大都市から遠方にある地方（移動・輸送に関し、距離・時間的に不利な地方）へ移転するメリットの弱さ。
- ・ 拡充型事業のニーズが比較的高い大阪市全域、堺市、守口市、東大阪市の各一部区域が拡充型事業の対象外地域となっていることが、制度利用が進まない要因の一つであると考えられる。

＜政策への反映の方向性＞

令和4年度末時点の認定地域再生計画の各目標の達成状況を見ると、「目標を上回っている」計画が48%を占めており、一定の成果が得られている。一方で、未達成が52%の状況であり、コロナ禍の影響や物価高騰を含む景気の動向・経済情勢の変化が主な理由として挙げられている。また、目標を上回っている計画を支援措置別にみると、「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）」において「達成率150%以上」が25.2%を占め、高水準で達成した事例も見受けられる。

支援措置活用に当たっての課題等を見ると、「ノウハウ・人材不足」が37.9%となっており、本制度の活用のための検討・調整を行うための余裕やノウハウがない地方公共団体も一定数存在すると思われる。今後、制度を活用できる団体とそうでない団体との間で地域間格差が広がる可能性が懸念される。ノウハウ・人材不足を補うためには、小規模の地方公共団体における優良事例の横展開を図ること、民間事業者とのマッチング機会の提供、人材派遣制度の活用の推進などが考えられる。

また、課題として「申請事務の煩雑化」の意見が一定数ある中で、令和5年度よりデジタル田園都市国家構想交付金実施計画と、地域再生計画の様式が一体化されたことにより、地方公共団体の申請手続きの簡素化が図られている。このように、継続して地方公共団体の意見をヒアリングし、事務負担等を軽減することが望ましい。

認定地方公共団体の約65%が活用するデジタル田園都市国家構想交付金制度について、地方公共団体からは自由度の高さについて評価をされているほか、認定地方公共団体の約30%が活用する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」については、令和6年度までとなっている制度延長を求める意見が多数寄せられており、支援措置に対する需要は今後も継続することが予想される。

制度の煩雑さ、複雑さを理由に利用を敬遠している地方公共団体も含め、今後一層の制度活用を促進するためにも、申請や計画変更時の手続、効果検証の簡素化が必要と考えられる。

なお、認定地域再生計画の達成状況等の本調査については、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ）の実施計画の達成状況等の調査と類似調査を実施していることから、調査項目の整理や調査の集約化による地方公共団体の事務負担の軽減を図る必要があると考えられる。

(2) 官民連携について

<調査分析の視点>

多くの地方公共団体にとって、厳しい財政状況や少子高齢化に伴う人的資源の不足は共通の課題となっている。官民連携は、民間企業・団体等の資源やノウハウ・知見を導入することにより、こうした地域の課題解決を図るものである。また、地域再生制度の施策の3本柱である、「就業の機会の創出」「経済基盤の強化」「生活環境の整備」を進める上で、リソースの限られる地方公共団体による取り組みだけでは不十分であると考えられることから、官民連携については今後も一層の取組推進が必要である。他方、民間企業・団体等にとっても地域社会に根差した活動や社会課題解決のための新技術・イノベーションの実証を行うことや、事業に対する地域の信頼性を獲得すること等において、地方公共団体との連携は必要不可欠である。

本調査では、認定地域再生計画ごとに官民連携に関して実態の深掘りを行うためのアンケートを実施した。以下では、アンケート項目ごとに回答を集計し、官民連携におけるメリット、工夫、課題などについて考察する。あわせて、他の地域においても官民連携による良質なサービスの提供や地方公共団体のコスト削減、ひいては地域活性化等に向けて参考となるよう分析を行う。

また、アンケート結果を参考に官民連携を効果的に進めていると考えられる事例を抽出し、ヒアリング調査を行った。ヒアリング調査においては、「官民連携事業をするに至った背景・経緯」、「連携における官民の役割分担」、「官民連携によるメリット」、「事業運営における工夫」等について質問を行った。

なお、本調査における官民連携とは、地方公共団体のみでの取組ではなく、民間と協働して行う事業とし、有償・無償を問わず、民間企業・団体等との対話や意見聴取により民間の創意工夫を活かして実施されている事業を含むものとする。

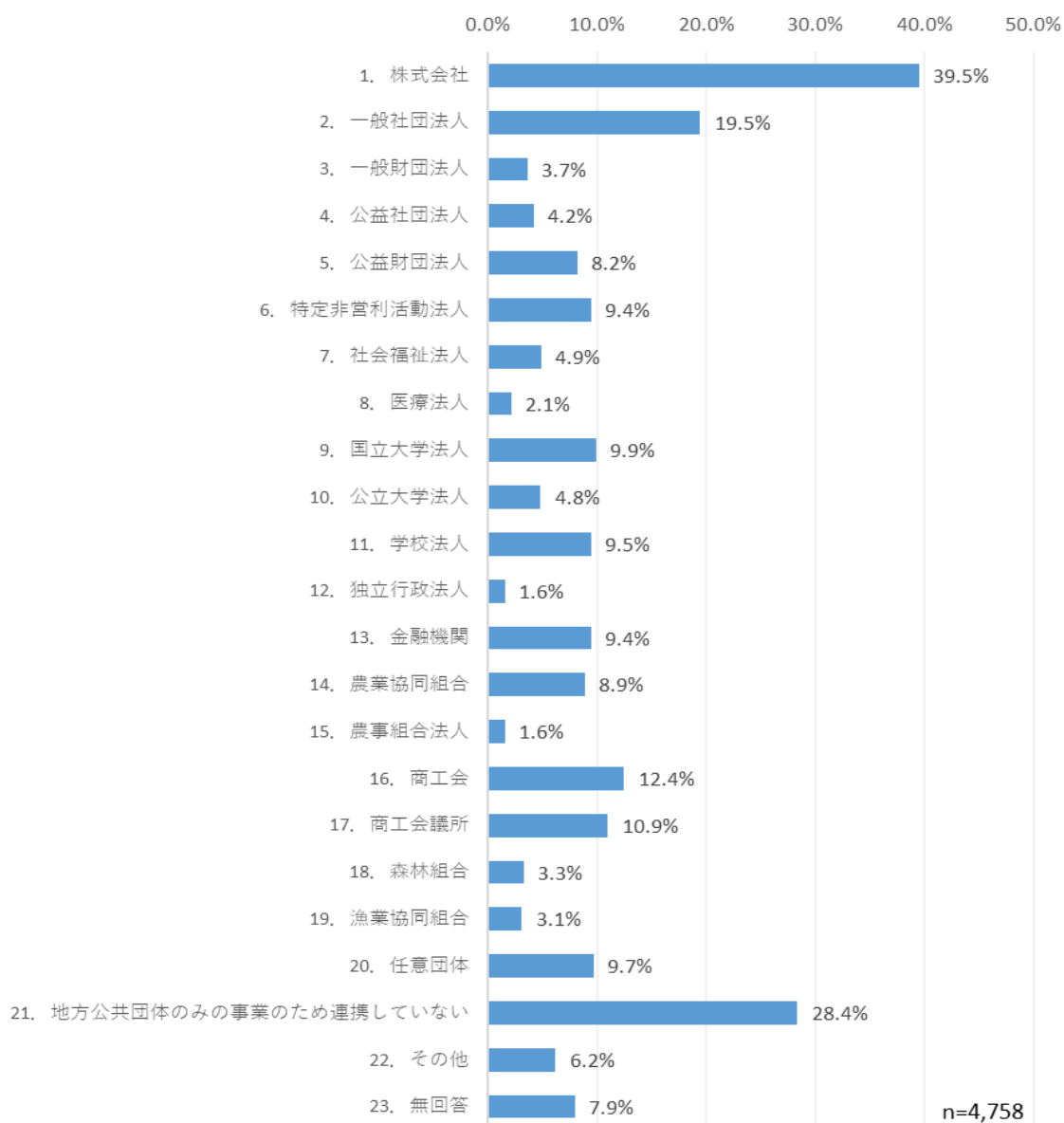
<調査分析の結果>

① 連携している法人格

認定地域再生計画について、地方公共団体が連携している民間の法人（以下「法人等」という。）の法人格をみると、「1. 株式会社」が 39.5%で最も多く、「2. 一般社団法人」が 19.5%、「16. 商工会」が 12.4%、「17. 商工会議所」が 10.9%となっており、「9. 国立大学法人」、「20. 任意団体」、「11. 学校法人」、「6. 特定非営利活動法人」、「13. 金融機関」がそれぞれ9%台で続いている。

連携相手として株式会社が最も多い理由としては、事業実施に係るノウハウの提供や相談対応による知見の提供を行っていること、業務の効率化や新規事業の展開といった点で迅速かつ柔軟に対応できることなどが考えられる。

図表13：連携している法人格



(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

図表14：支援措置別の連携している法人格

上段：件数 下段：構成比	1. 株式会社	2. 一般社団 法人	3. 一般財団 法人	4. 公益社団 法人	5. 公益財団 法人	6. 特定非営 利活動法人	7. 社会福祉 法人	8. 医療法人
1. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】 (旧地方創生推進交付金) (n=5,464)	1152 21.1%	630 11.5%	100 1.8%	138 2.5%	276 5.1%	272 5.0%	98 1.8%	34 0.6%
2. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】 (旧地方創生拠点整備交付金) (n=1,180)	321 27.2%	120 10.2%	25 2.1%	19 1.6%	47 4.0%	58 4.9%	21 1.8%	6 0.5%
3. デジタル田園都市国家構想交付金【道の整備事業】 (旧地方創生道整備推進交付金) (n=94)	15 16.0%	3 3.2%	3 3.2%	1 1.1%	1 1.1%	5 5.3%	0 0.0%	0 0.0%
6. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った 法人に対する特例 (n=2,775)	495 17.8%	226 8.1%	57 2.1%	55 2.0%	80 2.9%	137 4.9%	126 4.5%	64 2.3%
上記以外の支援措置 (n=248)	38 15.3%	16 6.5%	5 2.0%	4 1.6%	15 6.0%	15 6.0%	17 6.9%	3 1.2%

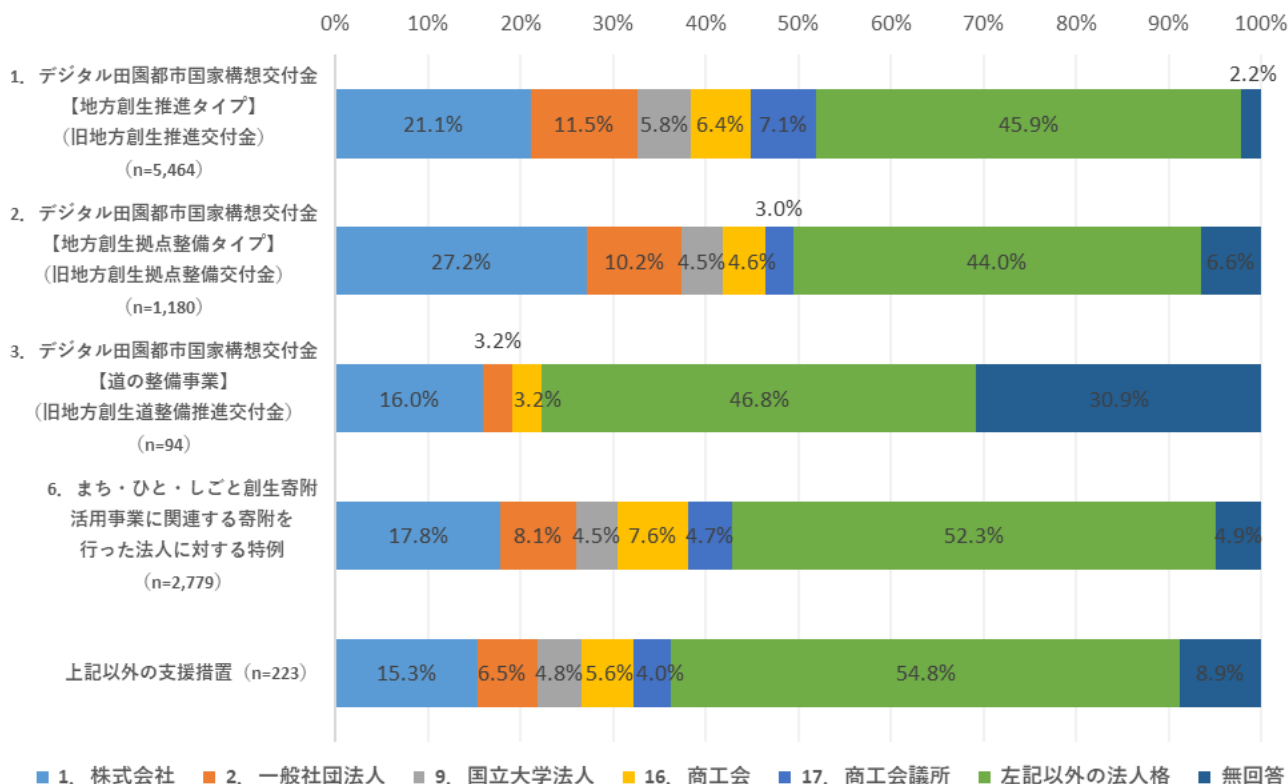
上段：件数 下段：構成比	9. 国立大学 法人	10. 公立大 学法人	11. 学校法 人	12. 独立行 政法人	13. 金融機 関	14. 農業協 同組合	15. 農事組 合法人	16. 商工会
1. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】 (旧地方創生推進交付金) (n=5,464)	315 5.8%	144 2.6%	277 5.1%	52 1.0%	283 5.2%	223 4.1%	33 0.6%	352 6.4%
2. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】 (旧地方創生拠点整備交付金) (n=1,180)	53 4.5%	40 3.4%	49 4.2%	7 0.6%	21 1.8%	59 5.0%	13 1.1%	54 4.6%
3. デジタル田園都市国家構想交付金【道の整備事業】 (旧地方創生道整備推進交付金) (n=94)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 4.3%	0 0.0%	3 3.2%
6. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った 法人に対する特例 (n=2,775)	126 4.5%	61 2.2%	159 5.7%	18 0.6%	166 6.0%	161 5.8%	33 1.2%	210 7.6%
上記以外の支援措置 (n=248)	12 4.8%	5 2.0%	9 3.6%	2 0.8%	17 6.9%	7 2.8%	3 1.2%	14 5.6%

上段：件数 下段：構成比	17. 商工会 議所	18. 森林組 合	19. 漁業協 同組合	20. 任意団 体	その他	無回答
1. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】 (旧地方創生推進交付金) (n=5,464)	386 7.1%	59 1.1%	69 1.3%	282 5.2%	170 3.1%	119 2.2%
2. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】 (旧地方創生拠点整備交付金) (n=1,180)	35 3.0%	18 1.5%	16 1.4%	69 5.8%	51 4.3%	78 6.6%
3. デジタル田園都市国家構想交付金【道の整備事業】 (旧地方創生道整備推進交付金) (n=94)	0 0.0%	23 24.5%	1 1.1%	5 5.3%	1 1.1%	29 30.9%
6. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った 法人に対する特例 (n=2,775)	131 4.7%	67 2.4%	60 2.2%	124 4.5%	83 3.0%	136 4.9%
上記以外の支援措置 (n=248)	10 4.0%	5 2.0%	13 5.2%	11 4.4%	5 2.0%	22 8.9%

(注)「地方公共団体のみの事業のため連携していない」場合を除く。また5番目に活用件数が多いデジタル田園都市国家構想交付金【污水处理施設の整備事業】(旧地方創生污水处理施設整備推進交付金)以下の支援措置については、回答件数が少ないため上記以外の支援措置に含めている。

連携している法人格について支援措置別にみると、上位5種である「1. 株式会社」、「2. 一般社団法人」、「9. 国立大学法人」、「16. 商工会」、「17. 商工会議所」及びそれ以外の法人格の比率を比較すると「1. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】」及び「2. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】」では、「1. 株式会社」及び「2. 一般社団法人」との連携の割合が他の支援措置に比べ高くなっている。

図表15：支援措置別の連携している法人格（連携件数上位5種）

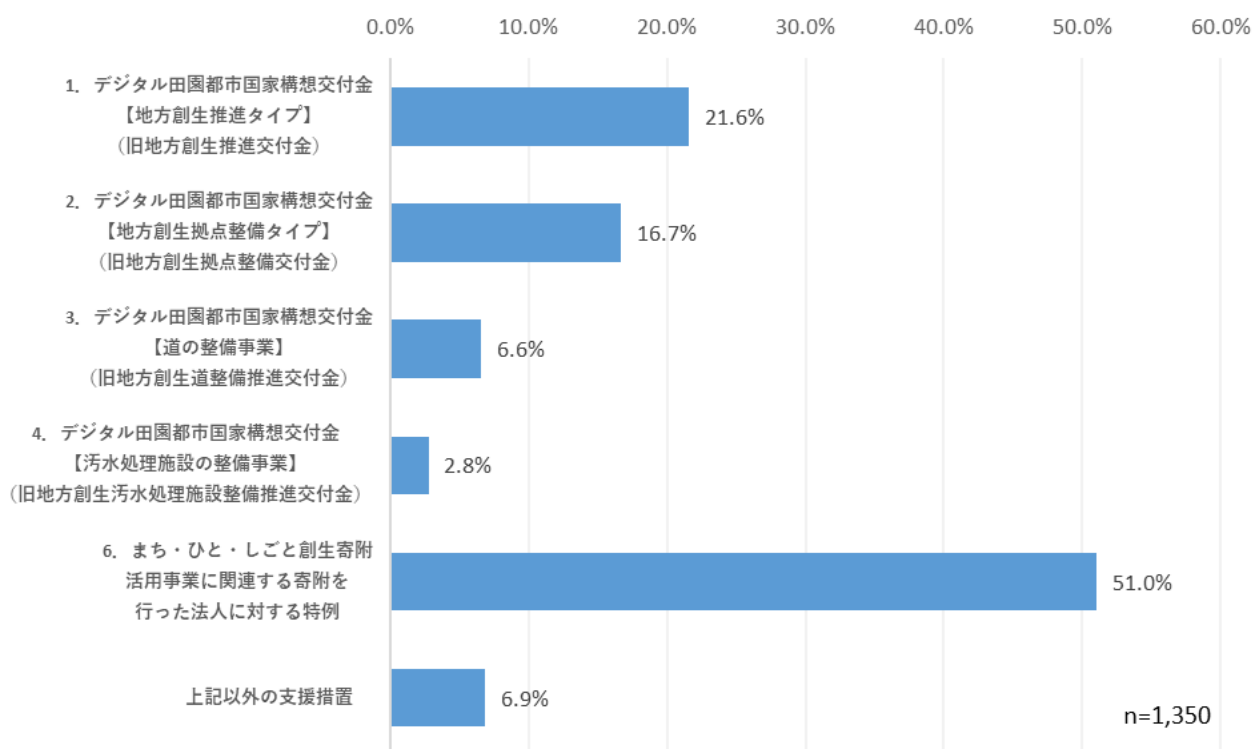


(注) 5番目に活用件数が多いデジタル田園都市国家構想交付金【污水处理施設の整備事業】(旧地方創生污水处理施設整備推進交付金)以下の支援措置については、回答件数が少ないため上記以外の支援措置に含めている。

「21. 地方公共団体のみの事業のため連携していない」と回答した支援措置をみると、「6. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」が51.0%で最も多く、「1. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】（旧地方創生推進交付金）」が21.6%、「2. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】（旧地方創生拠点整備交付金）」が16.7%となっている。

「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」で連携が進んでいない要因として、本制度は地方公共団体と普段から交流のある民間団体ではなく、域外の法人等との連携が契機となるものであることが要因であると推測される。

図表16：法人等との連携をしていない地方公共団体が利用している支援措置

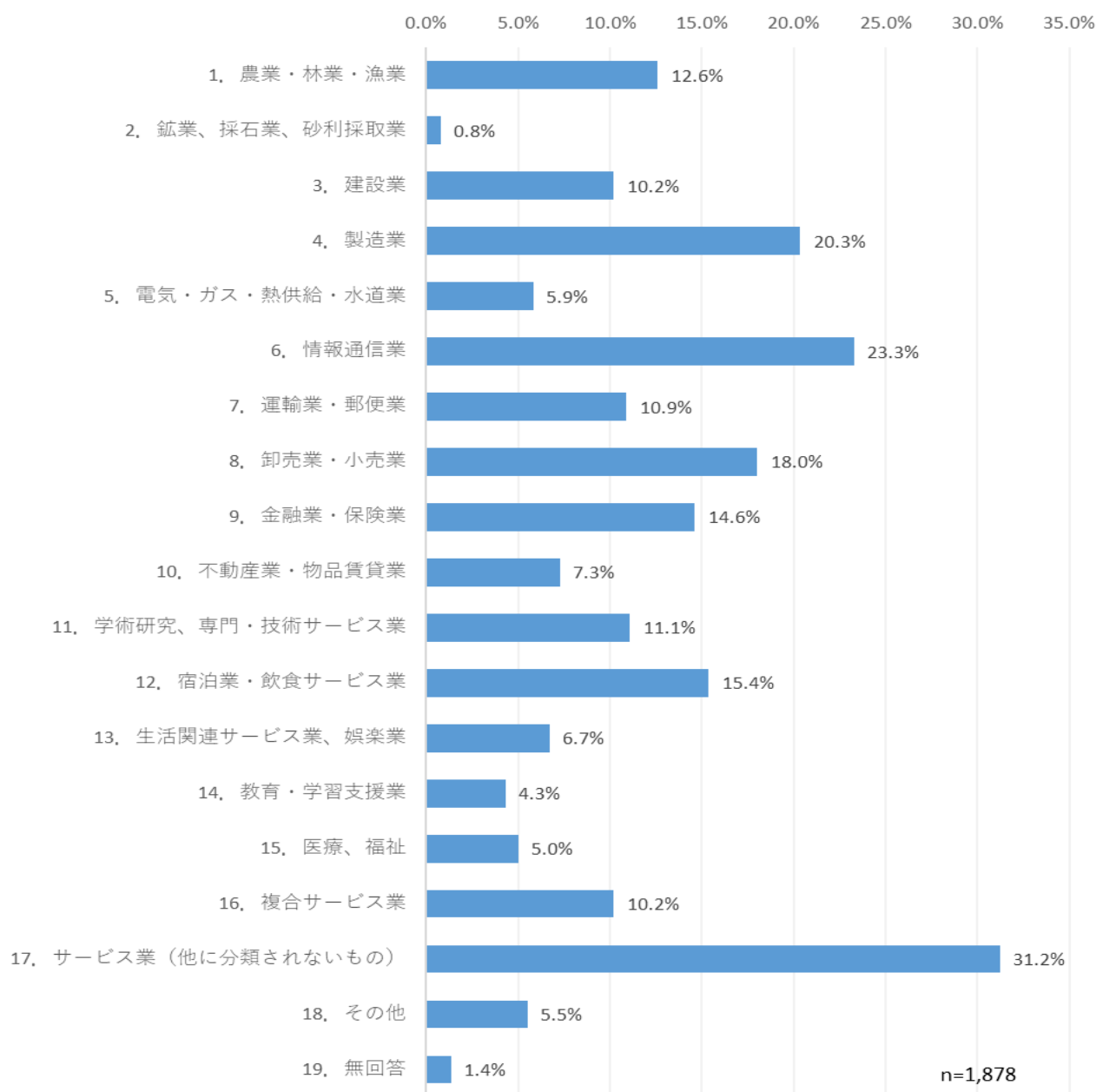


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

② 連携している法人格が株式会社の場合の業種

連携している法人格について株式会社と回答している場合の業種をみると、「17. サービス業（他に分類されないもの）」が 31.2%で最も多く、「6. 情報通信業」が 23.3%、「4. 製造業」が 20.3%となっている。

図表17：連携している法人格が株式会社の場合の業種

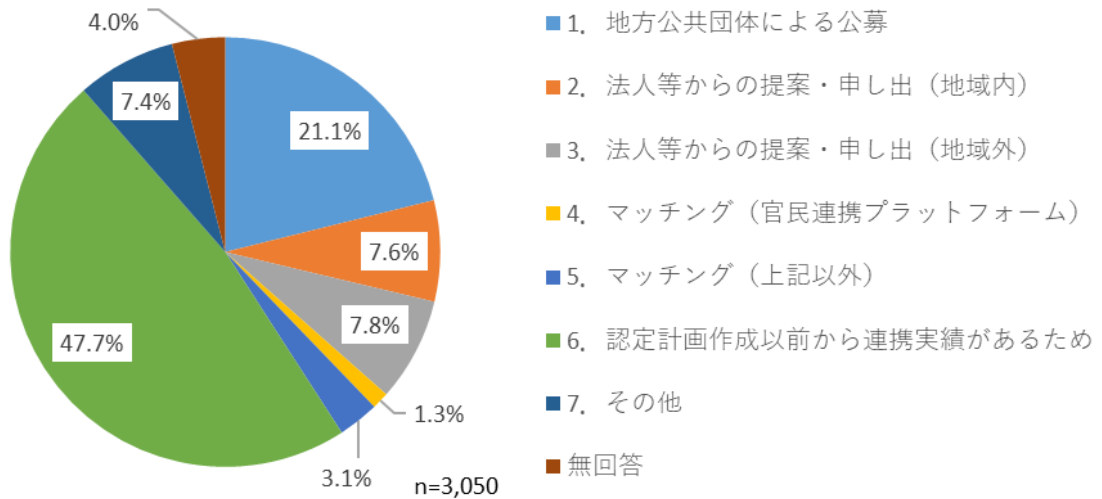


(注) 複数回答のため、合計は 100%にはならない。

③ 官民連携を伴う認定地域再生計画を作成するに至った経緯

官民連携を伴う認定地域再生計画を作成するに至った経緯についてみると、「6. 認定計画作成以前から連携実績があるため」が47.7%で最も多く、「1. 地方公共団体による公募」が21.1%、「3. 法人等からの提案・申し出（地域外）」が7.8%、「2. 法人等からの提案・申し出（地域内）」が7.6%となっている。

図表18：官民連携を伴う認定地域再生計画を作成するに至った経緯



（注）総回答数4,758件から法人等との連携をしていない場合、または連携先について無回答の場合を除外している。

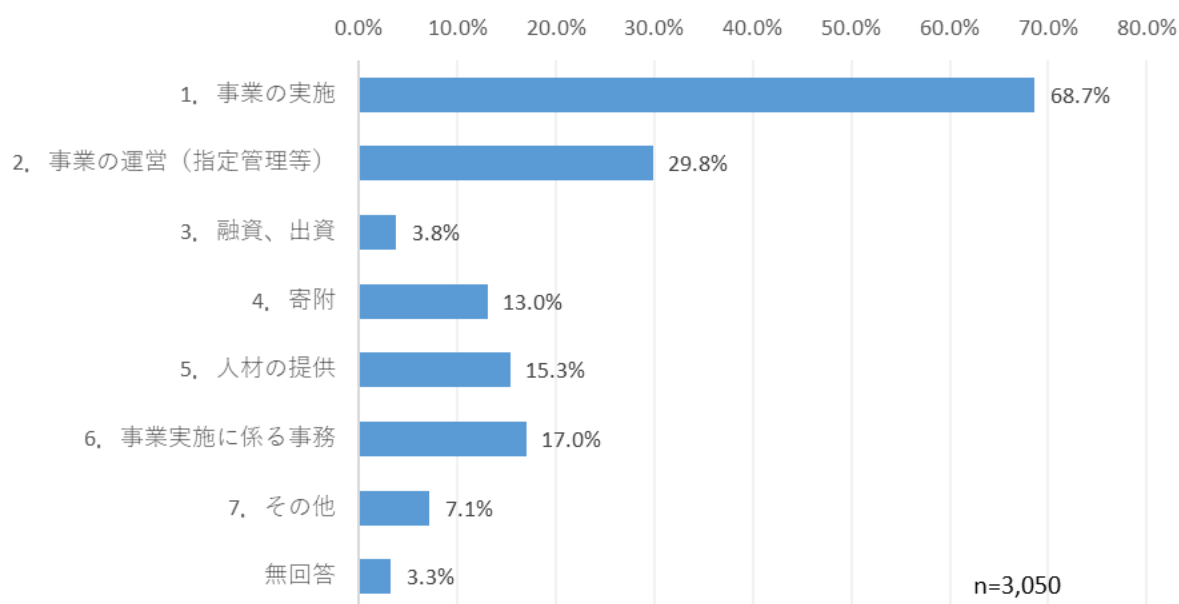
その他の主な内容としては、以下の記述があった。

- ・ 指定管理の導入
- ・ 過去の公民連携指針策定
- ・ 企業の合同就職面接会等でのマッチングサイトの制度周知
- ・ 地方公共団体から企業への申し出

④ 官民連携を伴う認定地域再生計画の事業実施に当たって法人等の担う役割

官民連携を伴う認定地域再生計画の事業実施に当たって法人等の担う役割についてみると、「1. 事業の実施」が68.7%と最も多く、「2. 事業の運営（指定管理等）」が29.8%、「6. 事業実施に係る事務」が17.0%となっている。

図表19：官民連携を伴う認定地域再生計画の事業実施に当たって法人等の担う役割



(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

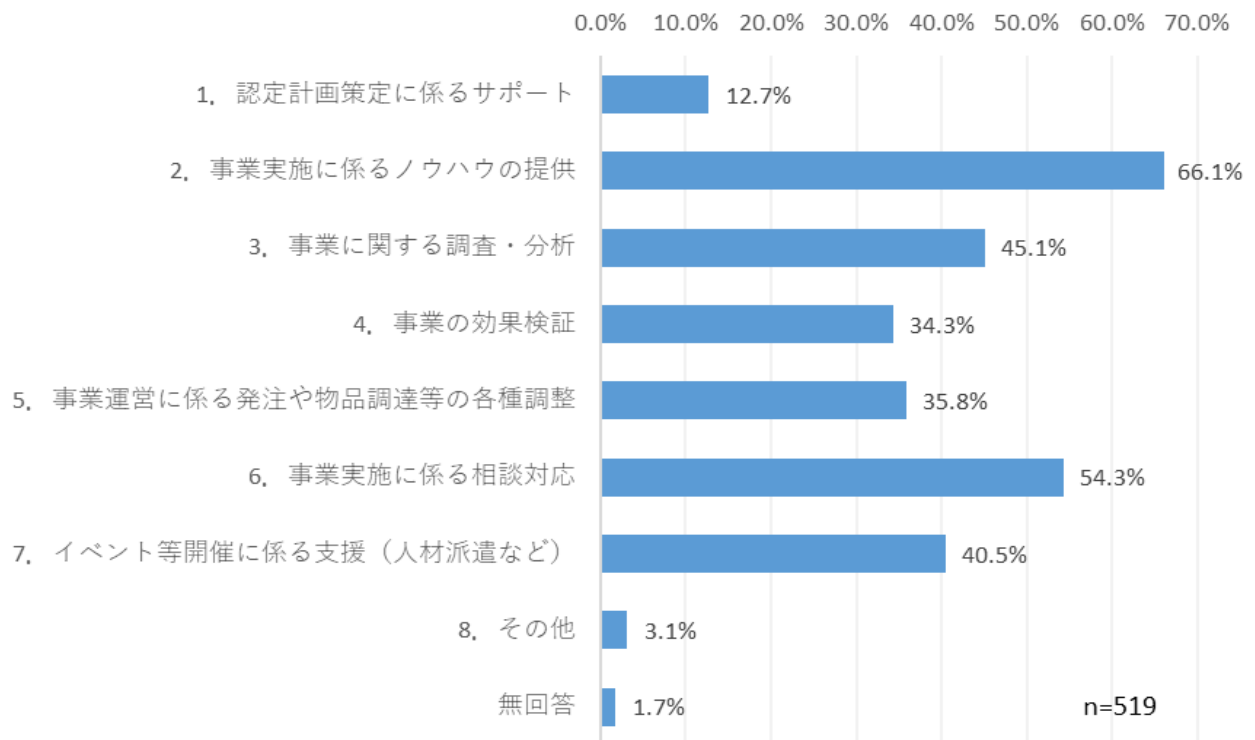
その他の主な内容としては、以下の記述があった。

- ・ 企業版ふるさと納税のマッチング支援
- ・ 事業の広報・PR
- ・ 包括協定に基づく各種支援
- ・ 事業実施に向けた助言や情報の提供
- ・ 金融機関を通じた県内企業の人材ニーズの把握及び人材ビジネス事業者を介した企業とプロフェッショナル人材のマッチング

⑤ 官民連携事業において法人等の担う役割が「事業実施に係る事務」である場合の内訳

官民連携を伴う認定地域再生計画の事業実施に当たって法人等の担う役割が「6. 事業実施に係る事務」と回答した場合について内訳をみると、「2. 事業実施に係るノウハウの提供」が66.1%と最も多く、「6. 事業実施に係る相談対応」が54.3%、「3. 事業に関する調査・分析」が45.1%となっている。

図表20：官民連携事業で法人等の担う役割が「事業実施に係る事務」である場合の内訳

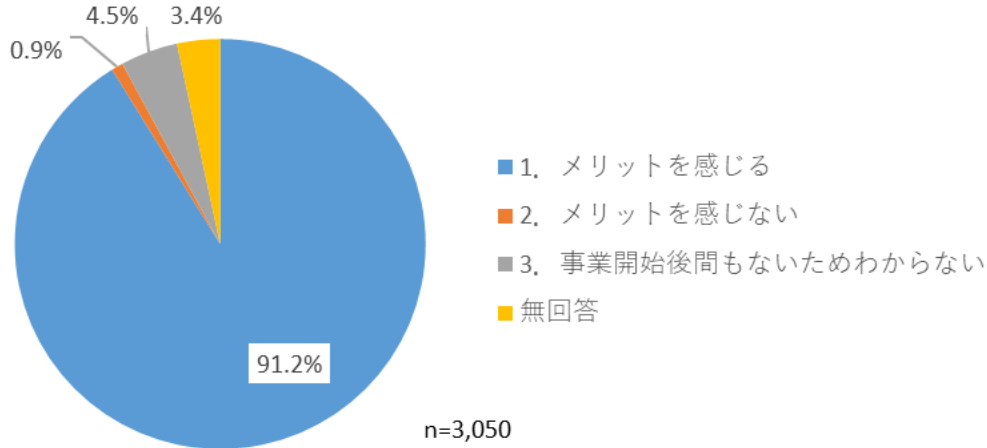


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

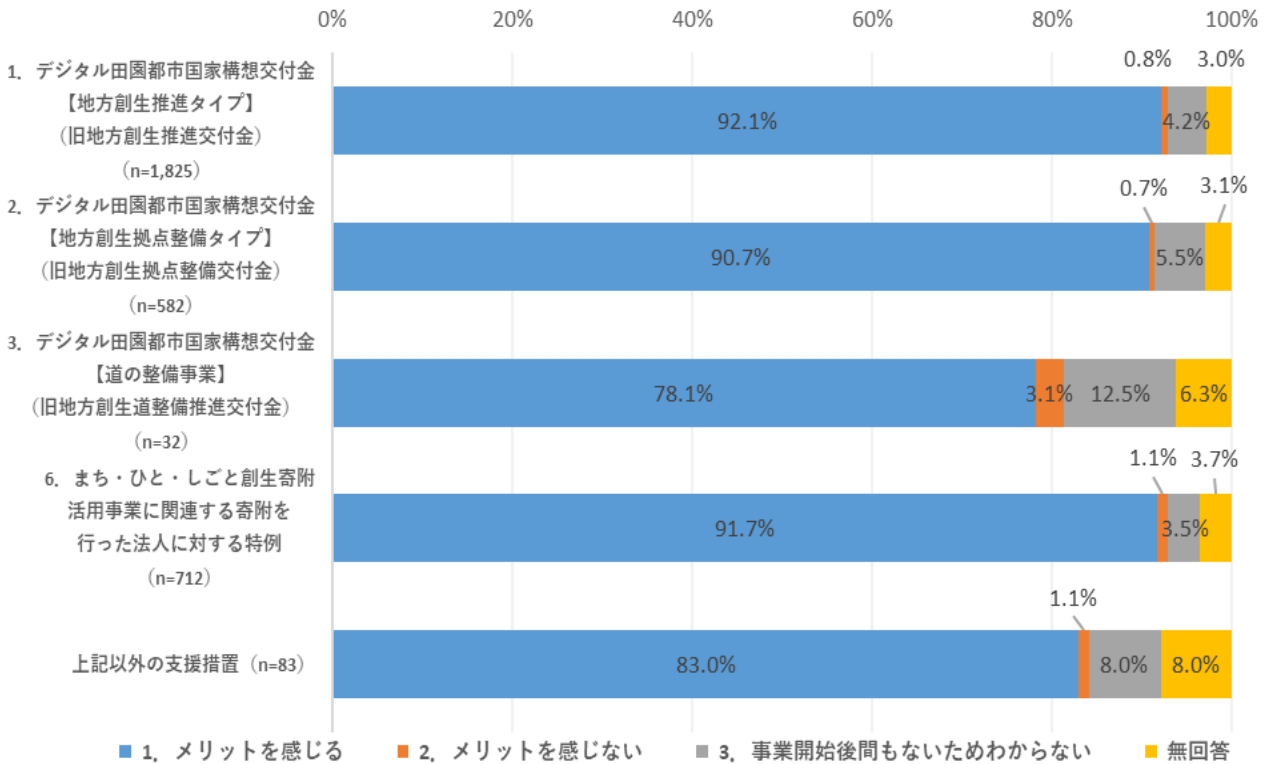
⑥ 官民連携事業を行うことによるメリット

認定地域再生計画について、官民連携事業を行うことによるメリットを感じたかをみると、「1. メリットを感じる」が91.2%、「2. メリットを感じない」は0.9%となっている。

図表21：官民連携事業を行うことによるメリット



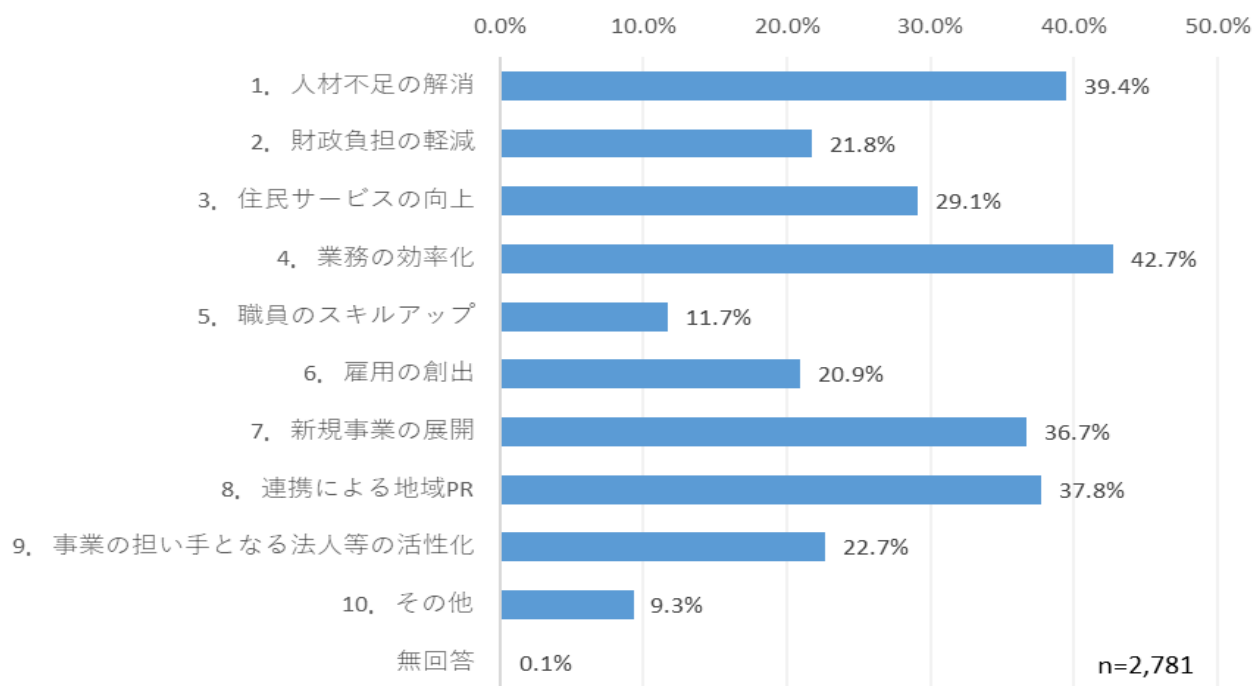
図表22：支援措置別の官民連携事業を行うことによるメリット



(注) 5番目に活用件数が多いデジタル田園都市国家構想交付金【污水处理施設の整備事業】(旧地方創生污水处理施設整備推進交付金)以下の支援措置については、回答件数が少ないため上記以外の支援措置に含めている。

官民連携事業を行うことにより「メリットを感じる」と回答した認定地域再生計画について、どのようなメリットがあったか内容を見ると、「4. 業務の効率化」が 42.7%で最も多く、「1. 人材不足の解消」が 39.4%、「8. 連携による地域 PR」が 37.8%、「7. 新規事業の展開」が 36.7%となっている

図表23：官民連携事業によるメリットの内容



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

その他の主な内容としては、以下の記述があった。

<民間の技術の活用等>

- ・ 民間のノウハウ、新技術の導入
- ・ 企業の持つデータの活用による交通事故多発地点での事故発生要因等の分析
- ・ 情報共有による生産技術向上
- ・ AI・IoT 技術の普及促進
- ・ スマート農業技術の普及促進
- ・ 企業および学識者からの最新の知見に係る情報提供及び事業者の取組による地域における低炭素水素サプライチェーン社会実装の進捗

<事業の円滑な進捗>

- ・ 外部研究資金の獲得等による、研究開発・製品開発の促進
- ・ 連絡調整や情報共有、合意形成の円滑化
- ・ 事業実施における柔軟性とスピード感

<民間の目線による事業の実施>

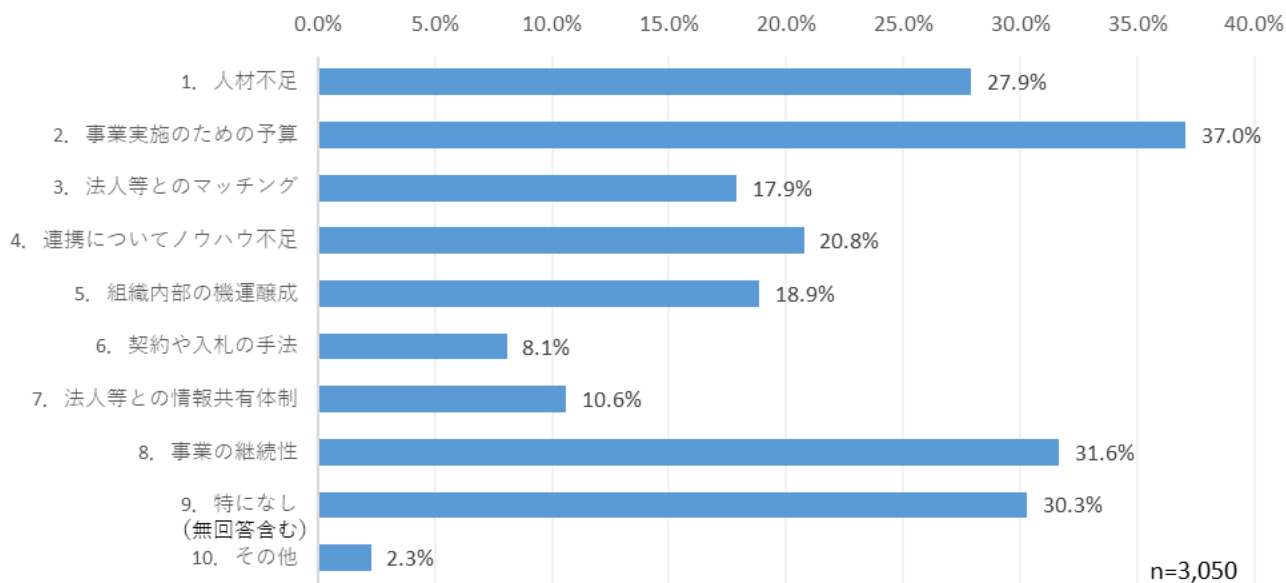
- ・ 当事者・支援者目線や民間事業者としての意見など官にはない意見の提出
- ・ 民間主体による公共的空間活用によるエリアマネジメント活動促進
- ・ 事業規模のスケールアップ
- ・ 経済団体を通じた企業への効果的な事業周知
- ・ 学術的知見の取り入れ

官民連携事業を通じて、地方公共団体は、民間団体の人材、資金、ノウハウ、技術といった民間の有する資源を直接事業で活用できることに加えて、民間団体との情報共有や連絡調整の円滑化及び業務効率化や事業のPR、官にはない意見を事業に取り入れられることなど、幅広い領域で効果を得ることができている。

⑦ 官民連携に当たっての課題

認定地域再生計画について官民連携に当たっての課題をみると、「2. 事業実施のための予算」が37.0%で最も多く、「8. 事業の継続性」が31.6%、「1. 人材不足」が27.9%となっている。

図表24：官民連携に当たっての課題

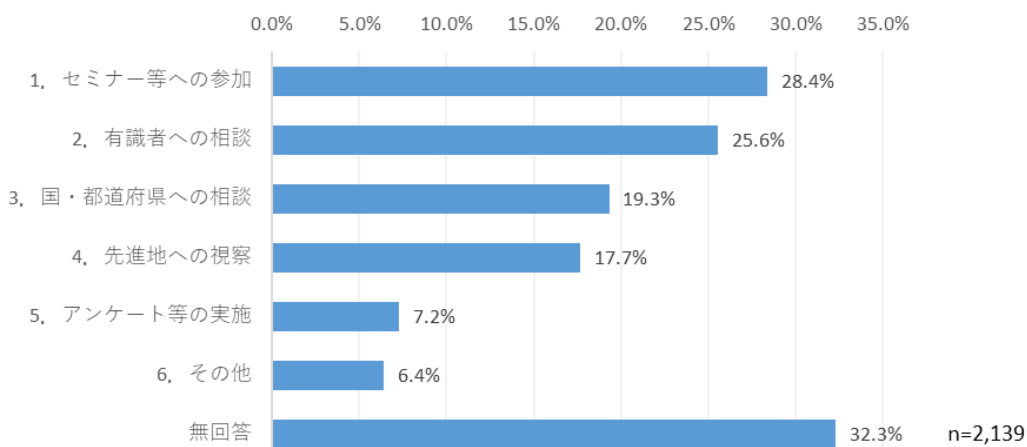


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

⑧ 官民連携に当たっての課題に対して取り組んでいる対策・工夫点

認定地域再生計画について官民連携に当たっての課題をあげている場合について、課題に対する対策・工夫点をみると、「1. セミナー等への参加」が 28.4%で最も多く、「2. 有識者への相談」が 25.6%、「3. 国・都道府県への相談」が 19.3%、「4. 先進地への視察」が 17.7%となっている。

図表25：官民連携に当たっての課題に対する対策・工夫点



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の主な内容としては、以下の記述があった。

<人材確保>

- ・ 外部人材登用制度の活用
- ・ 募集チラシやインターネット、ハローワークの活用

<財源確保>

- ・ 企業版ふるさと納税や国・県の補助事業の活用検討

<連携団体とのマッチング>

- ・ マッチング事業者の選定
- ・ 官民連携プラットフォームの活用

<情報共有体制の構築>

- ・ 合同研修会の開催
- ・ コンソーシアムの企画による研究会の定期開催
- ・ 連携団体との密なコミュニケーション（こまめな打合せやヒアリングの実施等）

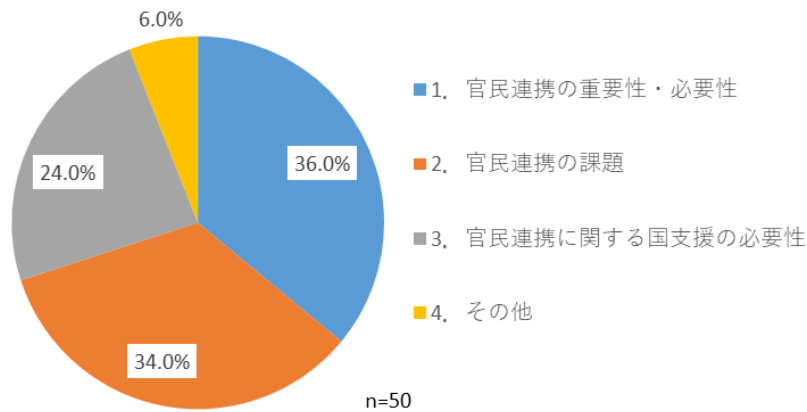
<情報収集>

- ・ 他自治体へのヒアリング
- ・ 先進事例、参考事例調査

⑨ その他官民連携に関する意見等

その他官民連携に関する意見等については、回答があった1,420団体のうち意見の記載があったのは50件（同一認定地方公共団体の重複意見を除く）であり、ほとんどは意見がない状況であったが、意見があった50件の内容を分類・整理すると、「1.官民連携の重要性・必要性」に関する意見が36.0%、「2.官民連携の課題」に関する意見が34.0%、「3.官民連携に関する国支援の必要性」に関する意見が24.0%となっている。

図表26：その他官民連携に関する意見



(注)同一団体による重複意見や無回答（特に意見なし）は除く。

官民連携の重要性・必要性に関する意見としては、「民間の法人の知見や寄付といった連携が不可欠」や「法人だけでなく地域住民の理解・協力も重要」といった意見がみられた。

一方で、官民連携の課題については、「官民連携のみを理由とした随意契約ができないこと」や「事業実施に当たって連携団体との目的意識の共有や主体性の醸成」について指摘があった。

また、官民連携に関する国支援の必要性については「国の有する企業情報の定期的な周知」「官民連携事業実施にあたっての相談窓口等の設置」についての要望があった。

具体的な主な官民連携に関する意見等は以下のとおりである。

【官民連携の重要性・必要性】

<民間との具体的な協働>

- ・ 地方創生の取り組みを推進していくためには、住民・NPO・関係団体や民間事業者等の協働が必要と考えている。
- ・ 円滑な道路整備推進のため、地元住民が「推進協議会」を立ち上げ協力いただいた。

- ・ ホテル経営等に携わっている方が当地域に移住していることから、施設改修工事の設計段階から参加いただいている。また、施設完成後は効率的な施設経営について経営指導に当たっていただいている。
- ・ 名産品であるそばを観光振興・農業振興につなげるため、地元そば店や愛好家が立ち上げたそば協会が交付金で整備したそば打ち体験場の運営に参画し講師などを務めている。同協会はそばまつりの開催やそば券の販売など様々な振興策を実施していることから、施設整備後に連携した取り組みを展開することが可能になった。

<官民連携の重要性>

- ・ 官民連携に関しては、企業版ふるさと寄附金の拠出以外にも、環境美化等各要素事業における人材提供や情報発信など、互惠関係を構築できるため有益である。
- ・ 健康経営の推進は、協会けんぽ等、様々な事業者が主体となって行っているため、連携は不可欠である。
- ・ 自治体経営資源が減少するなかで民間法人等との連携の必要性を強く感じている。
- ・ お互いの特性をいかしたウィンウィンの関係が構築できれば、地域活性化への取り組みにつながる。

<官民連携を推進するための工夫>

- ・ 企業版ふるさと納税の企業等からの寄附申し出を効果的に進めていくため、官民連携に関する知見を有する企業（中間支援団体等）と連携している。
- ・ 地方創生事業を積極的に推進するため「地方創生顧問」を委嘱し、民間企業との連携強化を図っている。企業版ふるさと納税やゼロカーボン関連事業の推進につながっていることから、今後も官民連携を推進し、地域課題の解決を図っていききたい。

<官民連携の効果>

- ・ 本市と包括連携協定をおこなう企業が少しずつ増えてきており、官民連携が地方においても浸透してきていることを実感している。
- ・ 事業展開に多様性と話題性が生まれた。

<今後に向けて>

- ・ 外国人雇用に関する事業は、地元企業の理解や取組が必要であり、市内企業等と関係性を持つ団体等との連携は今後とも積極的に実施していきたい。
- ・ 今後、村の目標を官民で共有し、連携して各事業に取り組んでいく必要がある。
- ・ これからは官民だけでなく、地域住民との連携・協力の必要性が増してくると思われる。同時にデジタルリテラシーの向上もこれからの事業実施には必須と思われる。
- ・ 空き家対策及び関係人口施策事業において官民連携事業を計画しているため、本計画に関した取り組みを今後検討していきたい。

<その他>

- ・ 収益性向上につなげる施設とするため指定管理者制度による連携を図った。
- ・ 県内への移住就業検討者に対し、効果的な支援を行うため官民連携を検討した。

【官民連携の課題】

<事業推進体制>

- ・ 人口減少、高齢化が進んでいる中、事業継続に向けた事業推進体制の構築が難しいと感じる。
- ・ 認定計画に基づく当該事業は、特定分野に限定したものではなく、まちづくりという大枠における共通の体制づくりを行うものである。市民や民間企業が地域課題を自分ごととして捉え、行政とともに協働・解決していく上で、各々の意識改革、そして持続可能な体制構築を進める必要がある。

<連携先民間事業者の確保>

- ・ 連携して事業に協力していただける民間団体・事業者を探すことが難しい。
- ・ 連携を図る民間事業者が少ない。

<官民連携に当たってのノウハウ不足>

- ・ 職員数の減少や、施設の老朽化など、下水道事業の課題解決のため、官民連携の必要性は認識しているが、どのように進めてよいか分からない。
- ・ 官民のリスク分担や民間事業者の参入に向けたインセンティブの設定の仕方に関するノウハウがない。
- ・ 官民連携に取り組みたいという思いは担当者としてあるが、人手もノウハウもないため取り組めていない。
- ・ 規模が小さな自治体は人材が不足しているため官民連携を進める余裕がない。

<組織内又は協力先との意識の醸成>

- ・ 組織全体での官民連携の理解不足が課題である。また、複雑化・多様化する地域での課題が増え続ける一方で、庁内の限られたリソースのみで解決しようとする幹部職員のマインドセットを刷新することが重要。
- ・ 県内産業や地域の活性化を図るため、知的資源や幅広いネットワークを有する大学を核に産学金労官が連携して産業人財育成・確保の取組を推進していく必要があるが、各団体に主体性をもってプロジェクトに参画してもらうための仕掛けに難しさがある。

<手続き上の課題>

- ・ 官民連携そのものが随意契約の理由とならないため業者選定手続きが困難となることがある。
- ・ 民間企業から事業の提案を受けた場合でも、受託事業者は公募等により決定する必要があるため、当初提案をいただいた民間企業と契約に至らない可能性があることを理解してもらう必要がある。
- ・ 民間企業から様々な制度を活用した事業について提案を受け事業検討を進めるが、最後に本契約から事業執行に至る部分における随意契約の問題が大きく、事業スピードが遅れる。

<その他>

- ・ 官民連携について広く周知・認知してもらう工夫が必要と感じる。
- ・ 国内の宇宙産業は国や JAXA が多くを担っており、民間による宇宙ビジネスや市場規模は発展途上である。今後、JAXA と民間企業の連携による新たな取組の創出や受発注の促進等が必要。
- ・ 全国に点在する市町村が県境の枠を超えて官民連携による組織的な事業を展開するためには歳月を有するほか、核となる新たな組織の構築が必要。
- ・ 事業実施の目的等をしっかり共有して進めていくことが重要だと考える。

【官民連携に関する国支援の必要性】

<情報の共有>

- ・ 地域課題解決に取り組んでいるベンチャー企業は多数あるが、手を組むにあたり信用できる企業なのか判断が難しい。国がその選定やリストアップをして欲しい。
- ・ 企業版ふるさと納税で寄附につなげるには、企業との連携が必須であるが、企業が求める連携事業の情報収集が出来ていないため、内閣府で把握した企業情報を定期的に周知して欲しい。
- ・ 共通プラットフォームは、地方自治体にとって企業と接触する貴重な機会なので、今後も継続して運営していただきたい。
- ・ 今後、官民連携への取組を検討していきたいので、参考となる情報が欲しい。

<相談先の紹介>

- ・ 官民連携についての具体的な事業実施におけるノウハウ等を持ち合わせていないため、なかなか推進するに至らない。相談窓口等があれば相談し推進できるのではないかと感じる。

<制度の認知度の向上>

- ・ 企業版ふるさと納税の制度は、上場企業などの規模の大きな企業では把握されているものと思われるが、それ以外の企業の認知度は高くない。より多くの企業に

企業版ふるさと納税制度が周知されれば官民連携の件数や事業の幅も広がっていくと思わるので、内閣府から全国の金融機関や税理士協会へ制度内容の周知をお願いしたい。

< 予算的措置の必要性 >

- ・ 地域再生に取り組むに当たっては、人材、資金等の面で行政だけで実施することは難しく、民間と連携し、より効果の高い事業を実施する必要があると考えており、地域再生計画とともに各種支援制度（交付金等）により支援して欲しい。
- ・ 官民連携を積極的に推進してきたが、数年たって継続しているものはほとんど無くなっている。官民連携の多くが予算確保ありきの事業につながっていると感じる。実証実験から始まることは良いと思うが、継続していくための予算確保が困難であるため、そうした支援措置の創設を望む。
- ・ 官民連携に係る補助金の充実。
- ・ 官民連携を実施する事業者に対する国からの支援。
- ・ 官だけでは解決できない問題に対して、民間が持っている技術やノウハウを活用して対応していくことは、今後ますます重要になると考えており、引き続き、官民連携の取組を支援するデジタル田園都市国家構想交付金等の予算確保をお願いしたい。

⑩ 官民連携の取組に関するヒアリング調査結果

目標達成率が高かった認定地域再生計画を作成している認定地方公共団体を対象に、以下のとおり官民連携の視点からヒアリング調査を行った。

No.	地方公共団体名	認定地域再生計画の名称	連携先法人格
1	山形県 鶴岡市	先端バイオを核とした次世代イノベーション都市形成促進計画（バイオベンチャー企業の成長・集積を促進するレンタルラボの拡充）	株式会社、学校法人
2	山形県 山形市	山形連携中枢都市圏 DMO 構築による広域観光促進事業	株式会社、一般社団法人等
3	山梨県 早川町	高品質ジビエを核とした活用による地域産業・交流プロジェクト	株式会社
4	長野県 大町市	北アルプス国際芸術祭を起点としたブランド力向上と SDGs 未来都市の構築へ向けた産学官金連携による地域再生	株式会社、金融機関、商工会議所、教育委員会
5	岡山県 瀬戸内市	移住交流人口拡大のためのリモートワークタウン構築計画	任意団体（協議会）
6	島根県 海士町	島まるごと海士町版 RESAS の構築と活用事業	株式会社、商工会
7	佐賀県 唐津市	唐津市移住促進加速化プロジェクト事業	NPO 法人

官民連携の取組事例に関するヒアリング調査の主な内容を整理すると、以下のとおりである。

【官と民の役割分担】

<官の役割>

- ・ 初期の体制や設備の整備は市が支援した。
- ・ 施設建設を行った土地が元々は農地であり、開発ができない土地であったが、用途変更等の手続の支援を行った。
- ・ 民間の事業の成果を地元へ還元するために、事業を実装することを狙いとした商品開発や地元事業者とのマッチング支援を行っている。
- ・ 関連する移住支援制度の創設や運用等の政策立案を担っている。
- ・ 民間の施設運営補助として事業の進捗確認や議会への報告を行っている。

<民の役割>

- ・ これまでの活動や取組において得られたノウハウやネットワーク等を活かしながら、窓口業務や対面でのコミュニケーション、企画を主な役割としている。
- ・ 自ら調達した資金で付随する宿泊施設や子育て支援施設の開発を行った。
- ・ 市民に近い視点を強みとして移住者と地元住民をつなぐための支援を行っている。

- ・ 行政からの業務委託を受け事業運営を行う。
- ・ 市の財政支援以外にも国の各省庁の補助金等を活用し施設整備やソフト事業を実施している。
- ・ 民間団体の職員に事業相談など実働部隊として協力してもらっている。

<それぞれの役割に対する意見>

- ・ 官民相互の不得意な部分やできない部分を補い合っている。
- ・ 地元出身者中心の行政と、移住者の運営する民間（NPO法人）が、それぞれ相手の相談内容や事情に合わせて対応している。
- ・ 行政が企画力の優れている民間事業者の活動をサポートしている。

【官民連携のメリット】

<相互扶助>

- ・ 官民双方が得意な部分を担い、不得意な部分を補い助け合って進められる。その形が継続できれば事業も定着し創造的発展につながる。
- ・ 地方公共団体が担えない部分を民間事業者に補ってもらえる。
- ・ 行政だけではできないことを、域外の民間事業者に担当してもらえる。

<住民サービスの向上>

- ・ 連携先の事業者が医療と関係が深いことから、健康に関する講座やセミナーを開催しており、住民サービスとなっている。
- ・ 民間と連携することより大きな事業の遂行、人材・雇用の確保、住民サービスの向上につながる。

<ノウハウの取得・蓄積>

- ・ 行政は定期的な人事異動でノウハウの蓄積が難しいが、民間の関与する協議会ではノウハウが蓄積され、担当が変わるたびにゼロから信頼関係を構築する状況も起こらない。事業のクオリティを下げずに長期的・継続的に取り組むことができる。
- ・ 副次的効果として域外の専門家の滞在により行政側に知見が流入し、ノウハウ取得や職員のスキルアップにつながる。
- ・ 専門人材に気軽に協議できる。
- ・ 行政職員は定期的に異動するが、NPOは担当者がずっと関わることができノウハウも蓄積される。
- ・ 協議会のような官民連携の形態であれば事業の継続性が確保できる。

<民間のアイデア、企画力の活用、スケールメリット>

- ・ 行政だけでは事業の継続が難しいため、民間の力を活用して自ら事業を大きくしていくことにメリットを感じる。事業推進においては民間の活力や企画力が大きい。行政はその活動をサポートする役割分担となっている。

- ・ 行政だけでは考えられないような民間側のアイデア、ノウハウ、人的資源、企画力を取り入れられた。また、有名企業との連携により市の認知度・知名度の向上につながった。
- ・ 民間が関与することで営利事業が促進される環境が整備された。また、官民連携により国の補助メニューの活用も促進された。

＜政策への反映の方向性＞

認定地域再生計画に基づく官民連携事業について、9割以上が官民連携のメリットを感じたと回答している。官民連携による具体的なメリットについては、「業務の効率化」「人材不足の解消」「連携による地域PR」「新規事業の展開」など多方面にわたっているが、ノウハウや技術といった民間事業者の有する資源を地方公共団体が直接事業で活用できることに加え、民間事業者との情報共有や連絡調整の円滑化、官にはない意見を事業に取り入れられることなど、単に地方公共団体の人材や財源などのリソース不足を補完するだけでなく、それ以上のインパクトを地域に与えていることが伺える。

また、ヒアリング調査を行った優良事例においては、例えば、移住支援制度の創設など政策立案を地方公共団体が担い、移住者が主体となって構成されている NPO 法人がネットワークの軽さを活かして移住検討者と地域住民をつなぐための支援を行うなど制度を運用している事例（佐賀県唐津市）や、民間事業者が優れた企画力を活かし事業推進を行い、地方公共団体は民間事業者の活動をサポートしている事例（山梨県早川町）などのように、地方公共団体と民間事業者が地域の課題解決のため、適切な役割分担によりお互いを補完し合って活動していることがわかる。さらに、地方公共団体は担当者の定期異動により事業で得たノウハウの蓄積や関係者との信頼性の継続が必ずしも容易ではないが、民間事業者は担当者が継続的に事業に関与できるため、活動の質を維持、向上しながら長期的に事業に取り組むことができる点をメリットとしてあげる例（岡山県瀬戸内市）もみられる。

以上のように、官民連携は地域再生計画に基づく事業を推進する上で非常に有効な手段であると言えるが、官民連携事業の課題としては、「事業実施のための予算」が最も多く、次いで「事業の継続性」が挙げられている。ここから、事業開始時に交付金を活用した事業については、交付金の交付期間終了後に財源確保ができず事業の継続が困難になってしまう状況が推測される。

また、地方公共団体の間でも官民連携のメリットや重要性は十分に浸透しているが、人材やノウハウが不足する地方公共団体に対しては、既に用意されている官民連携事業の実施を後押しする制度（例：地方公共団体等へ人材を紹介・派遣する事業に関するワンストップ窓口、地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム、企業版ふるさと納税の活用に向けた企業と地方公共団体とのマッチング会 等）の周知を図るほか、事業実施に当たって官民連携を促進する施策をさらに展開させることや、官民連携事業の継続の支援や交付金活用事業終了後も官民連携が継続している事例を広く収集し、紹介することが必要であると考えられる。

3. 評価のまとめと次年度に向けた課題

今年度は、認定地域再生計画の達成状況等について支援措置別に分析することに加え、官民連携の取組の実態に焦点を当て、深掘りしたアンケート調査を実施することにより、地域再生に資する施策の評価を行った。

認定地域再生計画において活用されている支援措置をみると、「デジタル田園都市国家構想交付金」、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」が全体の約 97%を占めており、地方公共団体にとって活用しやすい支援措置であることが伺える。

他方、地域再生制度には上記以外にも多様な支援措置があるにも関わらず、それらの活用は伸び悩んでいる状況が続いている。今回の調査において、「制度が多種に渡り複雑であり、効果的な活用が難しい」、「申請手順や申請書類を含む制度全般が複雑であるため、地域再生担当課から事業課へ周知しても活用につながらない」、「地域再生計画の認定申請の際に、各支援措置の簡易な説明や活用事例等が示されたものがあればより活用しやすくなるのではないか」といった意見がみられたことから、地方公共団体が地域再生制度を活用するための十分な検討を行えていないことが懸念される。

また、「認定事務などの業務負担の軽減に取り組んでほしい」、「計画変更などの基準が複雑で手続が必要か判断が難しいため、フローチャートが必要」といった意見や要望を踏まえると、事務手続面での改善も引き続き必要と考えられる。

まず、デジタル田園都市国家構想交付金やまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例以外の支援措置の活用を促進するに当たっては、それらの支援措置を活用した地方公共団体の事例の紹介が考えられる。また、認知度の低い支援措置の活用を促進するためには、地方公共団体の事業目的に沿った支援メニューの紹介を行ったり（例：〇〇を実現したい場合に推奨する支援措置⇒△△）、単独で効果を発揮するのが難しい支援措置については、複合的な支援措置の活用事例の紹介を合わせて行ったりする方法も考えられる。

さらに、事務手続きの改善について、デジタル田園都市国家構想交付金を利用する場合の地域再生計画の申請事務の簡素化は進められているが、引き続き RESAS 等の統計データを活用することによる地方公共団体の負荷軽減や、効果検証についての簡素化に向けて検討を進める必要がある。

地域再生制度は制度の創設から累次の制度改正を重ねることにより、多種多様な支援措置を利用できる汎用性の高い制度へと進化を遂げてきたが、結果として制度の複雑さにつながってしまっている可能性がある。地方公共団体がそれぞれの制度を最大限に活用できるようにするためにも、モデル事例の紹介や地方公共団体の目的に沿った支援措置の紹介、可能な範囲での事務の簡素化は有効であると考えられる。

地域再生に向けて重要な要素となる官民連携については、地方公共団体にとっての課題として、「事業実施のための予算不足」や「人材不足」が挙げられており、手続き上の課題としては、事業提案者との随意契約が容易ではない点が挙げられている。

一方で、メリットとして「財政負担の軽減」や「人材不足の解消」が図られ、成果を上げている地方公共団体もある。官民連携の優良事例を紐解いていき、官と民のミスマッチを減らしていくことで、課題が解決されメリットを享受できる余地は十分にある。また、事業者選定の課題に関しては、透明公平な民間提案制度の導入等により解決を図る方法も構築されているところであり（※）、これを地方公共団体に周知していく必要がある。

※「PPP 事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」（平成 28 年 10 月 内閣府/総務省/国土交通省）及び「PPP/PFI 事業民間提案推進マニュアル」（令和 3 年 4 月 内閣府民間資金等活用事業推進室）

また、地域の特性と課題を分析した上で、創意工夫を凝らし、民間事業者の協力や地域住民の理解を得て事業を継続した地方公共団体の取り組みは、地域に根差し一定の効果を上げている。必ずしも豊富な人材と潤沢な財源を有しているわけではなくても、限られた地域資源を最大化させ、民間事業者と連携を図ることにより、効率的に成果を上げる事例も見受けられる。これまでの優良事例を含めて、人口規模や地理的条件、基幹産業の種類等によって、地域特性をカテゴライズすることは効果的普及を図る手法の一つと考えられ、このような事例をロールモデルとして広く展開させていくことが国の役割として重要である。